

2024年12月

放射線管理手帳ご担当者様

一般社団法人 日本非破壊検査工業会
放射線管理手帳発効機関

放射線管理手帳の運用等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は放射線管理手帳の発行業務につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、放射線管理手帳の運用について、注意事項をお知らせしますので、関係者へご連絡・周知
くださいますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

・放射性同位元素使用施設等に従事する作業者に対する放射線管理手帳の発行について

RI施設等で従事する作業者については、放管手帳の発行は不要です。

放管手帳は原子力施設の被ばく線量登録管理制度とあいまって運用しているもので、原子力施設に従事する作業者を対象としたものです。なお、東電福島事故後においては、原子力施設での使用に加えて、除染特別地域内で行われる除染等工事でも放管手帳を運用することとなり、この場合の作業者にも発行が必要です。

・旧様式放射線管理手帳(2001年～2013年様式)の取り扱いについて

現行様式の放射線管理手帳(2021年様式)は、令和3年の法改正に伴い、「E.被ばく前歴」欄および「G.被ばく歴および原子力等施設での従事者指定・解除」に年度の水晶体等価線量の記入枠を追記し、水晶体等価線量の5年線量管理に対応できるよう改訂し運用されています。

これに伴い、旧様式の放射線管理手帳(2001年～2013年様式)については、水晶体等価線量の5年線量管理に対応していないため、有効期限は **2026年3月31日**までとし、これ以降は、現行様式手帳に切り替えることとしています。

切り替え期限は、2026年3月31日ではありますが、スムーズな移行が実施できるよう早期の切り替えを行う等、ご対応の程よろしくお願いいたします。

・健康保険被保険者証等のマイナンバーカードへの取込みに伴う公的資料の取扱いについて

健康保険被保険者証は、マイナンバーカードへの移行(マイナ保険証)が進められ、マイナンバー未取得者には『資格確認書』が発行されることになりました。また、運転免許証についても 2025年3月24日から『マイナ免許証』ができることが決定しています。

「公的資料」としての取扱いは以下となります。

公的資料	取扱方法	有効期限
現行の健康保険証	・従前どおりの取扱い (「写真付公的資料」を保有していない場合に「二種類以上用意する」証明書の一つの位置づけ)	・最長 2025 年 12 月 1 日まで ・ <u>上記以前の有効期限のものは同期限まで</u>
資格確認書	・現行の健康保険証と同じ取扱い (同上)	・記載の有効期限まで
マイナンバーカード (マイナ保険証)	・従前どおりの取扱い*	・記載の有効期限まで

*マイナ保険証の場合は、マイナンバーカードに一体化されることからマイナンバーカードとしての取扱いとなる。マイナンバーカードの場合は、従前どおり、原本を提示する方法は認めず、「公的資料の原本確認証明書」により提示する方法に限定する。

・運転免許証について

現行の運転免許証及びマイナンバーカードとも、従前の取扱いに変更はない。

公的資料	取扱方法	有効期限
現行の運転免許証	・従前どおりの取扱い (「写真付公的資料」の位置づけ)	・記載の有効期限まで
マイナンバーカード (マイナ免許証)	・従前どおりの取扱い (マイナンバーカードとしての取扱い/「公的資料の原本確認証明書」により提示する方法に限定)	・記載の有効期限まで

・【参考】(公財)放射線影響協会 放射線管理手帳に関する Q&A もご参照ください。

https://www.rea.or.jp/chutou/techouseido/Q&A/q&a_202411.pdf#Q&A